

平成 30 年度第 1 回財政援助団体等監査

| | |
|-------|--|
| 監査の種別 | 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査 |
| 監査の対象 | 施設名：福生市福祉センター 指定管理者：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 所管部課：福祉保健部 介護福祉課 |
| 監査の範囲 | 平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）に執行された福祉センター施設指定管理委託料、老人福祉センター事業指定管理委託料、配食サービス事業指定管理委託料、生きがい活動支援デイサービス指定管理委託料に関する事業について |
| 実施期間 | 平成 30 年 9 月 21 日から平成 30 年 12 月 25 日まで |
| 監査委員 | 田村 桂一 ・ 原田 剛 |

【指摘事項】

| 指摘事項 | 改善等措置 |
|--|---|
| <p>(1) 利用料金の納入事務について</p> <p>【指定管理者】 配食サービス事業及び生きがい活動支援デイサービス事業の利用料金は、基本協定書第 31 条により指定管理者が翌月 15 日までに市に納入することとされているが、期限内に納入されていない月が見受けられた。また、所管課が作成した納付書の納入期限が翌月 15 日ではなく、全て翌月末日に設定されていた。</p> <p>利用料金は、指定管理者が提出した月締めの実績報告書に誤りが無いことを所管課が確認してから納入しているため、実績報告書の誤りにより再提出になると納入期限に間に合わなくなることもあり、また、所管課も当報告書の遅延を考慮して納付書の納入期限を翌月末日に設定していたとのことである。</p> <p>基本協定書に納入期限が定められている以上、指定管理者は、利用料金の期限内の納入を徹底されたい。</p> <p>【所管課】 しかしながら、そもそも利用料金の収納や実績報告書の作成等の処理に時間を要し、翌月 15 日までの納入が実質的に困難なのであれば、所管課においても、指定管理者と協議し、基本協定書の納入期限を改定するよう検討されたい。</p> | <p>【指定管理者】 今後は、協定書の条項の原則を厳守いたします。</p> <p>【所管課】 指定管理者の更新の際には、実績報告書の提出期限及び利用料金の納入期限について、指定管理者と協議し基本協定書を作成します。</p> |

| | |
|---|--|
| | |
| <p>(2) 書面による承諾手続について</p> <p>【所管課】</p> <p>指定管理者が基本協定書第7条に定める管理物件の形状、形質を変更する場合や、同第16条に定める本業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に市の承諾が必要であり、同第49条で承諾は書面によらなければならないとされているが、所管課は承諾書を指定管理者に発出しておらず、口頭での承諾で済ませていた。</p> <p>承諾は市の指定管理者に対する意思表示であり、口頭により行くと、後日指定管理業務の履行にあたって疑義や問題が生じた場合に責任の所在が不明確となるため、基本協定書の条項を厳守し、書面による承諾手続を徹底されたい。</p> | <p>【所管課】</p> <p>今後は、指定管理者、所管課共に基本協定書を遵守し、書面による承諾手続を徹底します。</p> |

【意見・要望等】

| 意見・要望等 | 改善等措置 |
|---|---|
| <p>(1) 基本協定書及び管理運営業務基準の整備について</p> <p>【所管課】</p> <p>基本協定書第25条では、指定管理者は、年度報告については毎年5月10日までに事業報告書を市に提出しなければならないと規定しているが、管理運営業務基準によれば、各事業の事業実績報告書は事業年度終了後の翌月15日までに提出することとされており、基本協定書と管理運営業務基準との間で不整合が生じている。</p> <p>また、基本協定書には、市の承諾を必要とする事項について、早急な対応が必要な場合であっても事後承諾による例外的な規定が定められていない。</p> <p>さらに、基本協定書第48条では、本業務の範囲外の業務（自主事業）について定めている</p> | <p>【所管課】</p> <p>基本協定書と管理運営業務基準との間で矛盾等が生じた場合は基本協定書第14条第2号において、基本協定、申請要項、業務基準、事業計画書の順にその解釈が優先されるとされていますが、これらの意見・要望等を踏まえて改善すべき項目等を検証し、指定管理委託更新の際には管理運営基準及び基本協定書の見直しを図ります。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>が、自主事業の範囲が明確にされていない。</p> <p>所管課においては、基本協定書及び管理運営業務基準の内容を見直し、相互間の不整合な記述や条項の不備、条文中の不明確な記載内容などについて改定するよう要望する。</p> | |
| <p>(2) 施設の法定点検実施の確認方法について</p> <p>【所管課】</p> <p>施設の設備等に義務付けられている法定点検について、所管課は、指定管理者から提出される指定管理報告書により確認しているが、内容は実施した点検の件名と実施日に限られ、点検に伴う指摘事項等は口頭で報告を受けているとのことであった。</p> <p>点検の内容報告が口頭のみで行われると、施設設備の現状や不具合箇所などが正確に伝わりにくくなり、急を要する深刻な故障などに対応できなくなる恐れがある。</p> <p>所管課においては、点検実施業者等が作成した点検報告書の総括部分について指定管理者に写しの提出を求め、履行の実態を確認するよう努められたい。</p> | <p>【所管課】</p> <p>指定管理者と協議し、今後は、月例報告書に法定点検実施時の結果記載欄を設け、指摘事項等があった場合には異常有りとして報告するとともに、点検報告書等を添付することに決定しました。また、点検等の実施状況全般については、モニタリングの際に点検報告書を確認し、履行の実態を把握します。</p> |
| <p>(3) 洪水災害への対応について</p> <p>【指定管理者】</p> <p>福生市が平成 29 年 8 月に市内全戸に配布した多摩川洪水・内水ハザードマップ（想定最大規模）によれば、福祉センターの所在地である南田園地区周辺には水深 0.5 メートル以上 10 メートル未満の浸水被害が想定されている。当マップに対応した災害対応マニュアルの整備や避難訓練等の実施について指定管理者に確認したところ、洪水の危険性について認識していない状況であった。</p> <p>福祉センターの利用者には災害時の避難に時間を要する高齢者や障害者が多く、洪水時は北側の段丘上まで移動しなくてはならないため、震災等の他の災害よりも避難の完了に時間がかかることが予想される。</p> <p>指定管理者においては、洪水浸水被害の危険</p> | <p>【指定管理者】</p> <p>福生市が平成 29 年度に作成した『多摩川洪水・内水ハザードマップ』について社会福祉協議会職員も十分認識をし、所管課の介護福祉課及び安全安心まちづくり課とも相談・調整し、福祉センター利用者の安全・安心を図るため災害の状況に応じたマニュアルの整備及び地震・火災時の訓練に加え、洪水・内水避難訓練の検討を進めていきます。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>性を十分に認識し、遠方避難所への要援護者避難を想定した災害対応マニュアルの作成及び周知、避難訓練の実施等を早急に検討されるよう要望する。</p> | |
| <p>(4) モニタリングのアンケートによる指定管理の評価について</p> <p>【所管課】</p> <p>基本協定書第 26 条ではモニタリングの実施に伴い利用者の満足度調査等が義務付けられ、指定管理者は、4つの事業に関するアンケートを年 1 回行っている。所管課は、このアンケートの結果を評価指標に含めて指定管理の評価を行っているとのことである。</p> <p>しかしながら、一般的に施設や事業の利用者は初回を除くとある程度満足しているから利用し続けているのであり、満足度はおのずと高いものとなる。</p> <p>所管課は、このアンケート結果が福祉センターの常時利用者の満足度に過ぎず、施設や事業を利用可能な全ての市民が母集団ではないことを意識の片隅に留めていただきたい。</p> | <p>【所管課】</p> <p>利用者アンケートは評価指標として有効ですが、その結果にとらわれ過ぎず、市民全体の答えではないことを念頭に置き、指定管理者の評価を行っていきます。</p> |